

国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第1次調査結果の概要

調査の結果、これまでに明らかになっている事例を含め、以下の法令等に定める手続に反する事例が明らかとなった。(同一の事務所が複数の項目に該当している場合がある)

		事務局名 (該当事務所数/管轄事務所数)	事務手続上の問題点	適正な手続を確保するための速やかな措置
(1) 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの	①本人に免除等承認の通知をしたもの	東京 (2/30)、岐阜 (1/6)、 静岡 (5/9)、三重 (5/5)、 京都 (5/6)、大阪 (13/21)、 奈良 (1/3)、長崎 (2/4)	<u>明らかに法令の規定に反する行為であり、無効</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>取消処理</u> ・ 早急に、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪 ・ <u>改めて免除等の申請書を提出していただくようお願い</u>
	②本人に免除等承認の通知をしていないもの	秋田 (1/4)、埼玉 (4/7)、 静岡 (1/9)、大阪 (3/21)、 奈良 (1/3)		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>取消処理</u> ・ 本人に対して個別に経緯の説明と謝罪
(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの	① 申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの	青森 (2/4)、茨城 (5/5)、 埼玉 (2/7)、新潟 (1/8)、 長野 (2/7)、静岡 (1/9)、 愛知 (8/16)、岐阜 (1/6)、 京都 (2/6)、滋賀 (2/3)、 大阪 (15/21)、奈良 (1/3)、 愛媛 (4/5)、高知 (4/4)、 佐賀 (1/3)	<p><u>法令等に定める手続</u> (国民年金法施行規則により申請書の提出が定められ、課長通知により署名又は記名押印が必要とされている。) <u>に反する</u></p> <p><u>免除等の承認を取り消す必要がある</u></p>	<p><u>改めて申請書を提出していただき、本人の意思に沿った手続を進める</u></p> <p>※本人から改めて申請書を提出していただく場合には、できる限り本人の負担にならないよう、社会保険事務所の職員が自宅を訪問したり、ターンアラウンド方式等により実施する。</p>
	②①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの	群馬 (1/5)、茨城 (5/5)、 埼玉 (3/7)、新潟 (2/8)、 愛知 (6/16)、岐阜 (2/6)、 静岡 (1/9)、滋賀 (3/3)、 京都 (2/6)、大阪 (1/21)、 兵庫 (4/10)、愛媛 (4/5)、 高知 (4/4)、熊本 (4/5)、 沖縄 (2/6)	<p><u>直ちに免除等の承認を取り消すということにはならない</u></p> <p>(i) 基礎年金番号等による本人確認、 (ii) 申請意思の確認、 (iii) 申請書の代筆に係る同意、 が電話等によって行われ、その旨の事蹟が残されているなど、本人の意思確認に係る手続が明確</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の申請意思を再確認するためにも、<u>改めて申請書を提出していただく</u> ・ <u>直ちに免除等の承認を取り消すことはしない。</u> <p>※同上</p>
	③事後に本人からの申請書を全て受領したもの (注) ①や②に該当する場合でも③に該当すれば、③のみに計上	千葉 (3/6)、福島 (1/6)、 鹿児島 (1/6)、沖縄 (2/6)	<p>事後に本人からの申請書を受領したとしても、<u>法令等に定める手続に反することには変わりはない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>免除等の承認を取り消し、改めて申請書を提出していただく必要はない</u>
(3) 全ての事務所が適正な事務処理を行った事務局		北海道、岩手、宮城、山形、栃木、 神奈川、富山、石川、福井、山梨、 和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、 山口、徳島、香川、福岡、大分、宮崎		